

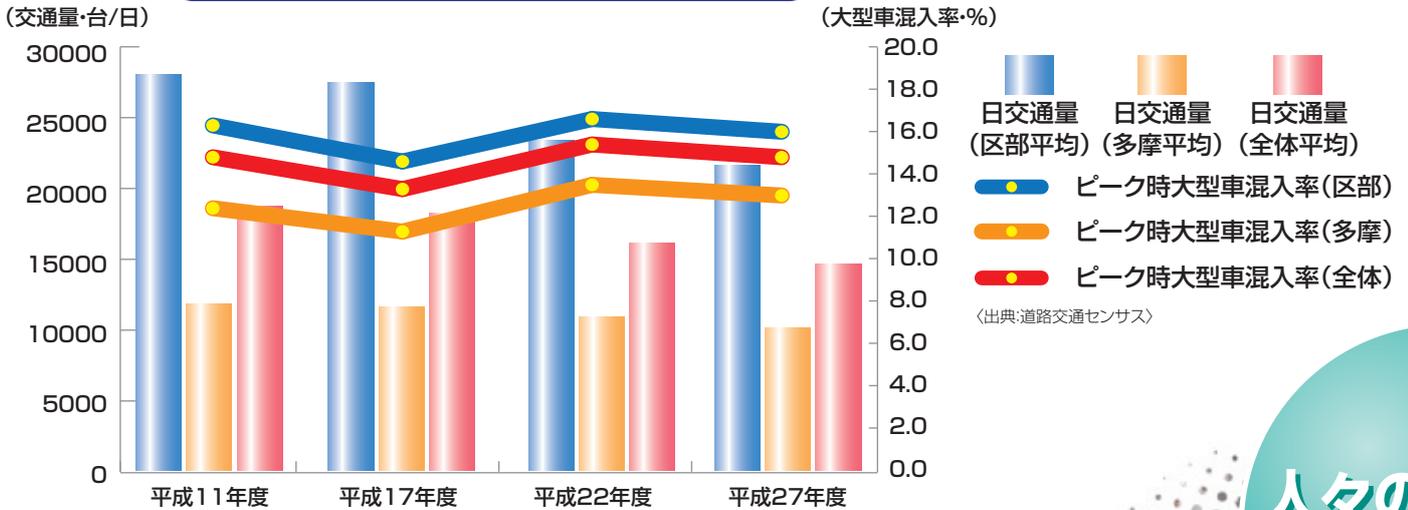
道路の役割

～道路にはいろいろな役割があります～

道路は、人々の移動や生活物資の輸送などに欠くことのできない、重要な都市基盤施設です。
道路は、防災機能とともに、災害時にはなくてはならない施設です。
道路の地下には、生活に必要ないろいろなライフラインを収容しています。

道路は、人々の日常生活に必要な物資を、生産地から消費地へ、また、工場で使う原料や生産された製品を運んだりするためには、なくてはならない都市基盤施設です。

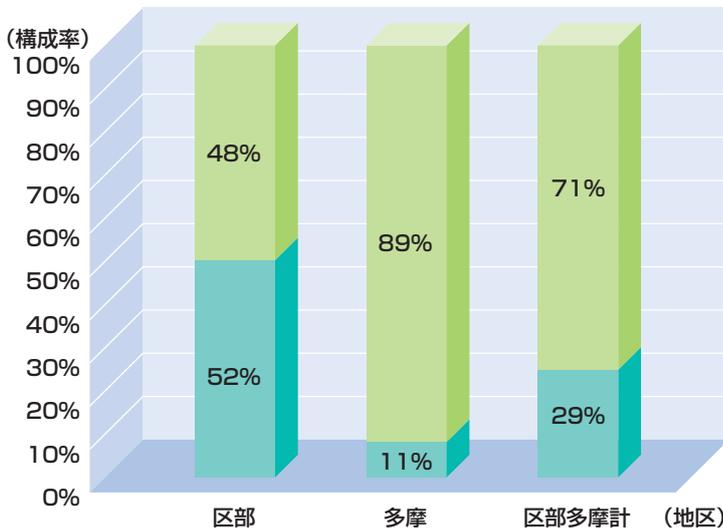
都道の交通状況の推移



人々の
物資の

地震などの災害時には、道路は延焼を防止し、人々の安全な緊急避難路となり、緊急輸送路としても使われるなど、さまざまな機能を発揮します。

車道幅員別の道路延長構成比



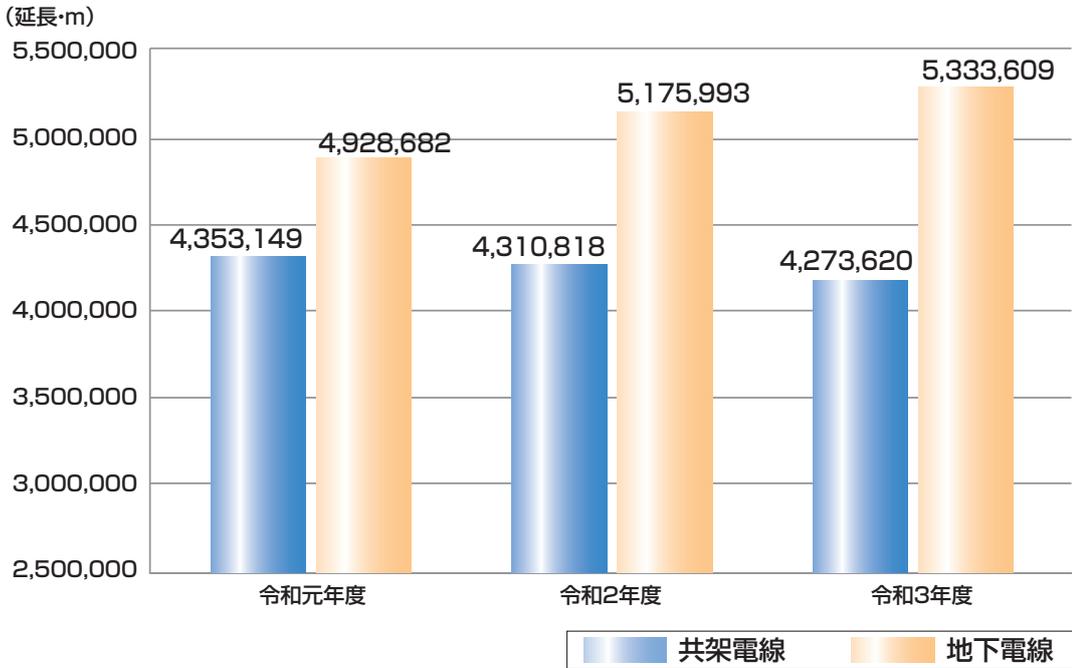
■ 車道幅員13m未満の道路延長
■ 車道幅員13m以上の道路延長

〈令和3年4月1日現在〉

災害時の
防災機能

水道、ガス、下水道など、快適な都市生活に必要なサービスは、道路の地下に埋められた管路によって供給されています。また、電線類の地中化を進めることで電柱をなくし、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図っています。

電線類の占用延長



〈令和4年3月末現在〉

道路を快適に利用するために

人と環境に優しい道路をめざして

交通安全対策と渋滞の緩和

災害から道路を守る

これからの道路管理

移動や
輸送

ライフライン
の収容空間

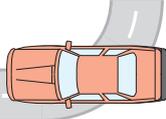


東京都が管理する道路

道路法上の道路は、次の4種があります。

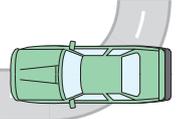
1. 高速自動車国道

(例:中央自動車道・関越自動車道)

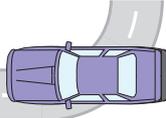


2. 一般国道

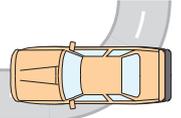
(例:一般国道1号・一般国道4号)



3. 都道府県道



4. 市町村道



なお、特別区道は、地方自治法の規定により道路法上の市道として取り扱われます。

このうち東京都が管理する道路は ?

都道と指定区間外の一般国道(政令で指定する区間以外の部分で、その路線が東京都の区域内に存する区間)を東京都が管理しています。

そのうち都道は、都知事が認定するもので、次のように区分しています。

①一般都道(道路法第7条による)

地方的な幹線道路網を構成し、且つ、道路法第7条第1項の認定要件に該当する道路で、都知事が議会の議決を経て認定するものです。

②特例都道(道路法第89条による)

道路法第89条により都の特別区の存する区域内だけに認められた都道で、道路法第7条第1項各号に掲げる認定要件によらず都知事が関係特別区の長の意見を聞き、都議会の議決を経て認定するものです。

※主要地方道(道路法第56条による)

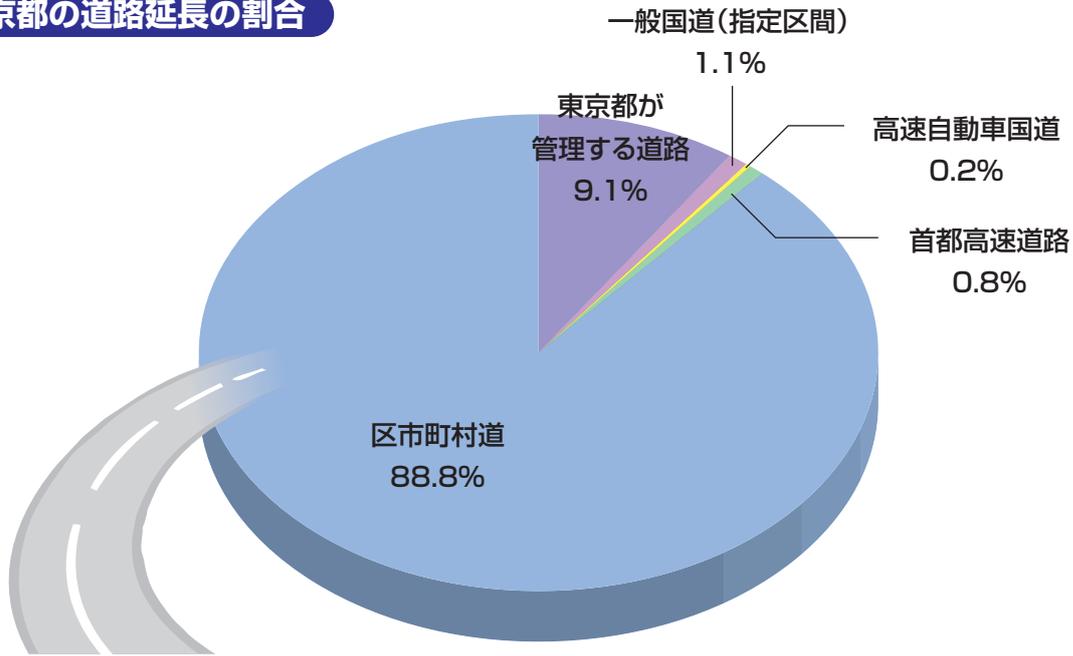
道路法の認定要件による区分とは異なりますが、都道のうち道路整備の必要上予算の範囲内で国がその費用について補助ができる主要な道路として、道路法第56条の規定により、国土交通大臣が指定するものです。

〈令和3年4月1日現在〉

	路線数	延長(km)	面積(m ²)	主な路線
一般都道	171	1,502	23,928,338	平方東京線・立川国分寺線
特例都道	95	667	16,698,906	高輪麻布線・日比谷芝浦線
うち主要地方道	66	973	21,189,942	
	一般都道	50	689	12,796,836
特例都道	16	284	8,393,106	環状七号線・環状八号線
一般国道(指定区間外)	8	74	1,216,766	国道122号・国道411号
合計	274	2,243	41,844,010	

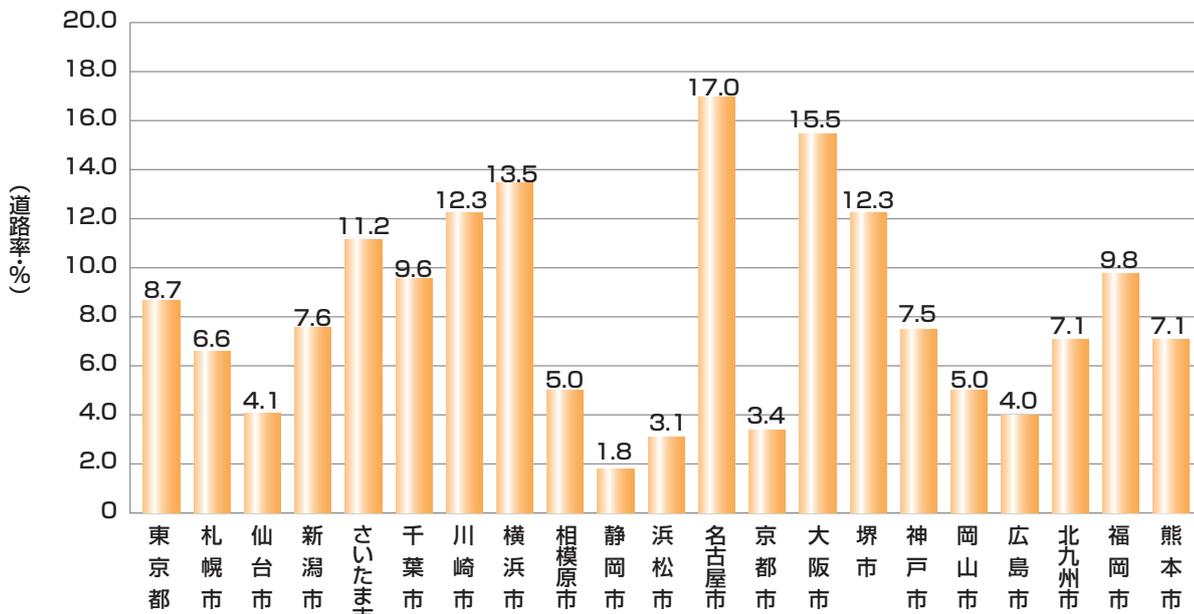
※都道のうち、首都高速道路(株)が管理する首都高速道路は含まれていません。

東京都の道路延長の割合



〈令和3年4月1日現在〉

主な都市の道路率



〈令和3年4月1日現在〉

行政面積中に占める道路面積の割合をいう。

道路率

道路面積



行政面積

により求めた。

増え続ける道路資本

くらしの中の「みち」

道路を快適に利用するために

人と環境に優しい道路をめざして

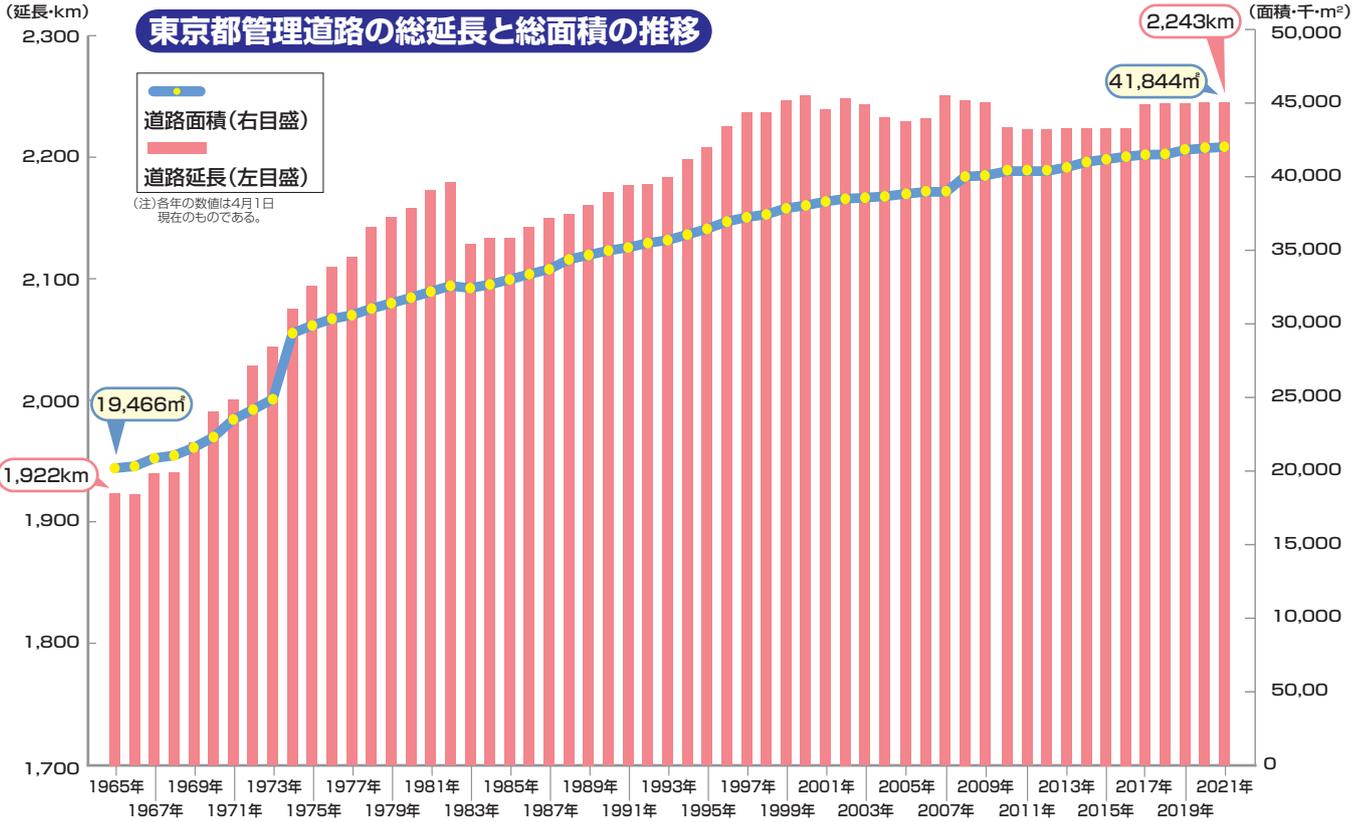
交通安全対策と渋滞の緩和

災害から道路を守る

これからの道路管理

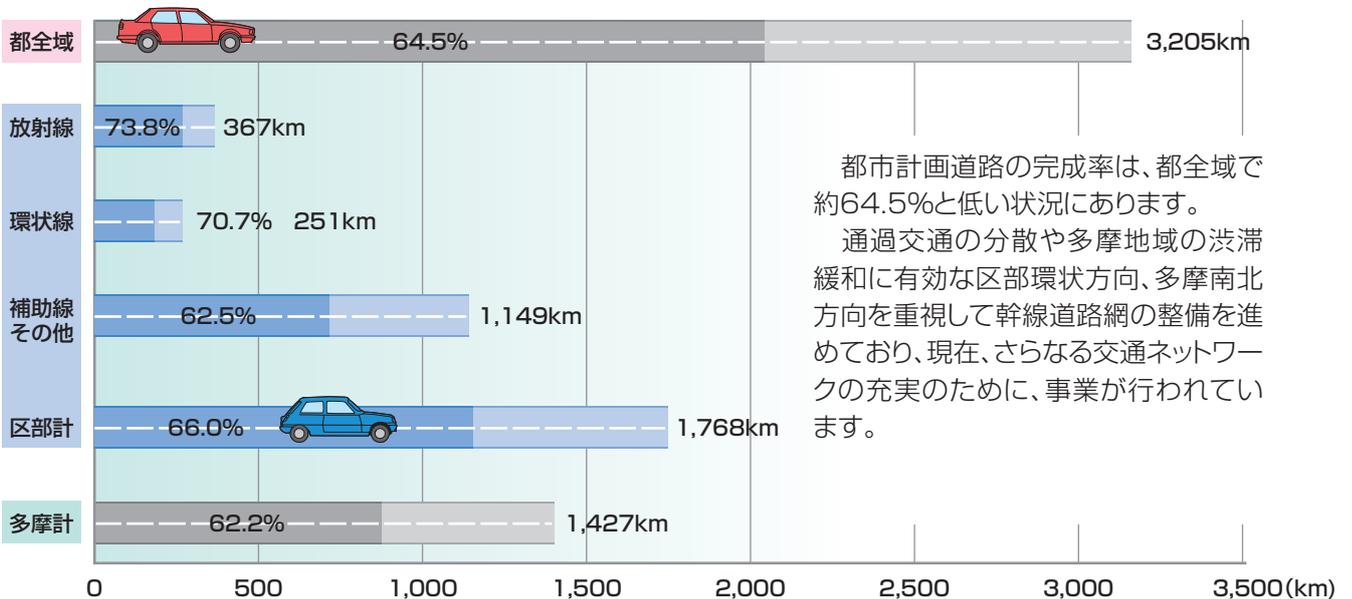
東京都が管理する道路は、東京オリンピックが開催された1964年付近と2021年を比較して総延長で1.17倍、総面積で2.15倍となっており、舗装面積、橋梁・トンネル数など土木施設も増えています。

都市計画道路の完成率は都全域で約64.5%となっており、今後増え続けることが見込まれます。



都市計画道路の延長と完成率

〈令和3年3月31日〉



都市計画道路の完成率は、都全域で約64.5%と低い状況にあります。

通過交通の分散や多摩地域の渋滞緩和に有効な区部環状方向、多摩南北方向を重視して幹線道路網の整備を進めており、現在、さらなる交通ネットワークの充実のために、事業が行われています。

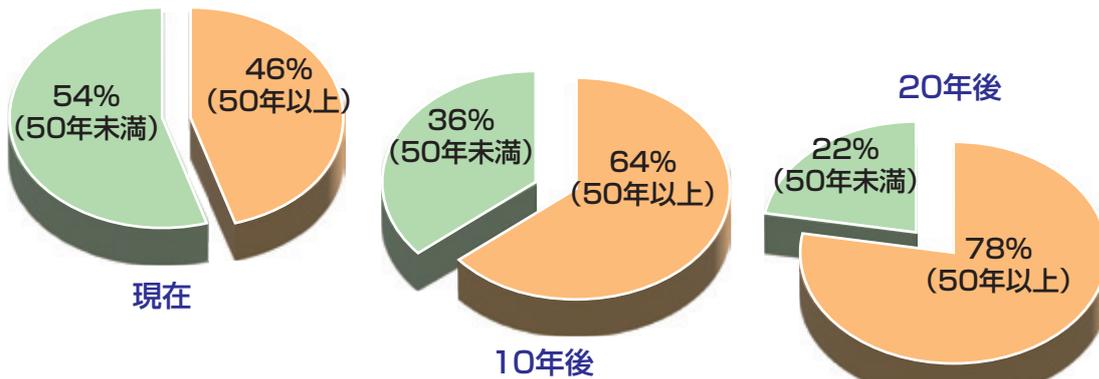
東京都の道路施設は、昭和39年に開催された東京オリンピックを契機とした高度経済成長期にかけて整備されたものが多く、施設の高齢化が進み、近い将来、一斉に更新や補修を必要とする時期を迎えることになります。

このため、一層のコスト縮減に努めるとともに、道路施設の長寿命化を図るなど、効率的、効果的な管理によって、更新時期の平準化、総工事費の縮減及び都民への影響の軽減に取り組むことが必要です。そこで、これまでに行った各種道路施設の点検結果等を基に、計画的な補修補強等を実施する予防保全型管理を推進しています。

橋 梁

●東京都では、橋梁1,221橋を管理しています。

建設後50年以上経過した橋梁の割合

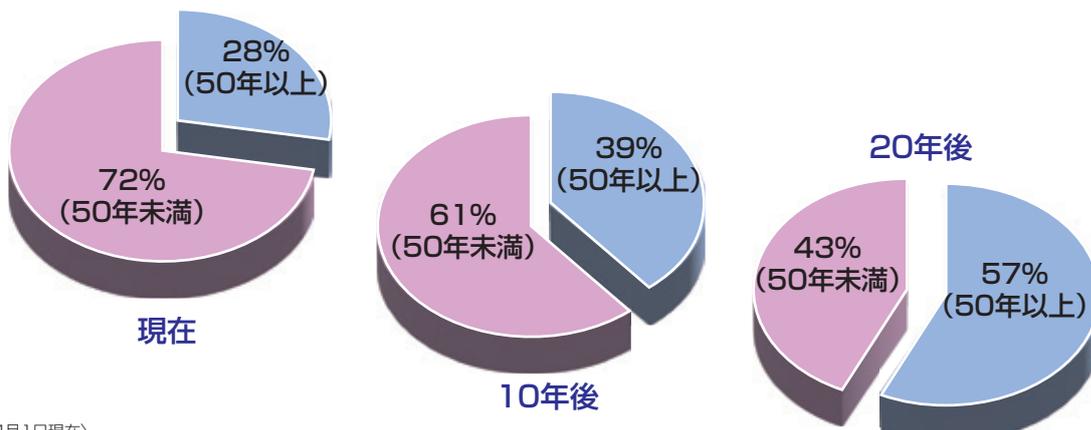


〈令和4年4月1日現在〉

トンネル

●東京都では、トンネル127本を管理しています。

建設後50年以上経過したトンネルの割合



〈令和4年4月1日現在〉